

広島県観光ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県観光ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の募集及び掲載に関し、広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60ピクセル、横 234ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG
ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、ホームページを閲覧する者の目への負担が大きくなるものではないものであること。
- (3) 容量 5kb以下

2 広告枠はホームページのトップページに配置するものとし、その位置及び枠数は知事が定める。

(掲載基準)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページ内容は、行政の品位を損なう恐れのないもので、かつ、県民に不利益を与えないものとし、広島県広告取扱要綱第4条第2項及び広島県広告取扱基準第3に該当するものは掲載しない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告1枠あたり、月額15,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

2 広告掲載料は広告の掲示費用とし、広告デザイン等広告作成に要する費用は広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の負担とする。

(広告の募集)

第5条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、ホームページなど県の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告の掲載期間)

第6条 掲載期間は、月を単位として、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を越える期間を希望することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、商工労働局観光課長が定める。

(審査会)

第7条 第9条の規定による審査を行うため、広島県観光ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設け、必要の都度開催する。

2 広告審査会は、委員長及び委員で構成する。

- 3 広告審査会の委員長は商工労働局観光課長を、委員は商工労働局観光課長が指名する職にある者をもって構成する。
- 4 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載申込み)

- 第8条 申込者は、別記様式第1号による申込書を県が別に定める期限までに提出し、掲載を申し込むものとする。
- 2 県は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告の掲載に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

(掲載広告の決定)

- 第9条 県は、第8条の規定による掲載申込みがあったときは、広告審査会による審査を経て掲載の可否を決定する。
- 2 県は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号による広島県観光ホームページ広告掲載決定通知書又は別記様式第3号若しくは別記様式第3号の2による広島県観光ホームページ広告非掲載決定通知書により通知する。
 - 3 県は、第1項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、前項の規定により通知する際、併せて当該指定した広告枠を通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

- 第10条 第9条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、県が指定する期日までに広告掲載料を知事が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告主の責務)

- 第11条 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、第9条第2項の規定により決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第12条 広告主は、広告原稿（画像データをいう。以下同じ。）を自己の負担により作成し、県が指定する期日までに県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先が、広告掲載申込書に記載された内容と相違していないこと、第3条に該当するものでないことを確認しなければならない。
 - 3 県は、前項の場合において、提出のあった広告原稿及びリンク先が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。
 - 4 この要領に定めるもののほか、広告原稿の作成に必要な事項は、仕様書で別に定める。

(広告の掲載)

- 第13条 県は、第10条の規定により広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出の

あった広告原稿及びリンク先が適当と認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、県に対し、別記様式第4号による広島県観光ホームページ掲載広告等変更申込書により県に届け出、県の了承を得るものとする。

(広告掲載のとりやめの申出)

第15条 広告主は、別記様式第5号による広島県観光ホームページ広告掲載とりやめ申出書の提出により、ホームページへの広告掲載のとりやめを申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、掲載した広告を削除するものとする。

3 県は、前項の規定により広告掲載をとりやめた場合であって、とりやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3か月以上であるときは、当該残りの月数から広告掲載の事務手続に要する期間として2か月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じて既納の広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 県がホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、機器等の保守又は工事を除き、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附則

この要領は、平成21年2月25日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行する。